

# 入学・編入学資格証明書

(専修学校専門課程・高等学校等専攻科課程修了者用)

星槎大学 学長殿

(本人に関する事項)

ふりがな			性別	生年月日
氏名	(姓)	(名)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 未回答	西暦 年 月 日

(修了した学校に関する事項) A・Bいずれかを記入してください。

A

専修学校専門課程 学校名				
学科名				
入学	西暦 年 月 日	修了	西暦 年 月 日	
本人が修了した 課程の修業年限	_____年	課程の修了に必要な 総授業時(単位)数	_____	時間(単位)
上記学生修了課程の 専修学校専門課程・設置認可年月日	西暦 年 月 日			

B

高等学校等専攻科 学校名				
コース名				
入学	西暦 年 月 日	修了	西暦 年 月 日	
本人が修了した 課程の修業年限	_____年	課程の修了に必要な 総単位数	_____	単位
上記学生修了課程の 高等学校等専攻科課程・設置認可年月日	西暦 年 月 日			

上記の者は、法令(学校教育法第九十条および法第百三十二条または第五十八条の二)に定める入学・編入学資格を有する者(見込みを含む)であることを証明する。

西暦 年 月 日

学校所在地

電話 ( ) -

学校名

学校長名

印

\* 校名変更、廃校の場合

旧学校名 \_\_\_\_\_  
校名変更・廃校年月日 西暦 年 月 日付

\*卒業見込みの場合は、卒業後、追って卒業証明書を提出してください。

## 編入学希望者および専修学校もしくは高等学校担当者の方 当証明書発行における諸注意

星槎大学通信教育課程における指定は以下のとおりです。

この証明書は、貴校にて必要事項を記入し、依頼者にお渡しください。

なお未記入項目があった場合、再度発行いただくことになりますので発行時は必ず確認してください。

### 〈専修学校（専門課程）修了による編入学について〉

大学への入学資格および編入学資格を有さない場合、依頼者に説明のうえ、本証明書は発行しないでください。

①大学への編入学資格を有する者は、以下のいずれかに該当する方です。

○令和8年度以降に専修学校の特定専門課程を修了した方

○令和7年度以前に専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、かつ総授業時数が1,700時間（62単位）以上）を修了した方

【学校教育法第百三十二条】

【学校教育法施行規則第百八十六条】

【大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数 平成10年8月14日文部省告示第125号】

②依頼者が貴校の専門課程に入学した時点で、貴校に専修学校の専門課程としての認可がない（認可前）場合や、基準を充足していない場合、また修了時においてもその認可が継続されていない場合は、編入学資格を有さない者となります。

③専修学校としての設置認可年月日（昭和五十一年一月十一日以降）および専門課程・学科の設置認可年月日は、同一の場合でも必ず記入してください。専門課程の設置認可年月日は、専修学校設置認可年月日と同一、又は以降の日付を記入してください。

④依頼者が貴校の専門課程に入学した時点で、大学入学資格（高等学校卒業程度）を有さない者（個別入学資格審査による入学等）である場合は、星槎大学横浜事務局にご相談ください。

### 〈高等学校（専攻科）修了による編入学について〉

大学への入学資格および編入学資格を有さない場合、依頼者に説明のうえ、本証明書は発行しないでください。

①大学への編入学資格を有する者は、以下に該当する方です。

○高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上、かつ総単位数が62単位以上）を修了した方

【学校教育法第五十八条の二】

【学校教育法施行規則第百条の二】

【平成28年文部科学省告示第63号】

【平成28年文部科学省告示第64号】

【平成28年文科初第35号】

②依頼者が貴校の専攻科に入学した時点で、貴校の専攻科が文部科学省が定める基準を充足していない場合は、編入学資格を有さない者となります。

③依頼者が貴校の専攻科に入学した時点で、大学入学資格（高等学校卒業程度）を有さない者（個別入学資格審査による入学等）である場合は、星槎大学横浜事務局にご相談ください。

### お問い合わせ

星槎大学 横浜事務局

〒227-8522 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80 TEL : 045-979-0261 E-mail : info@seisa.ac.jp